

## 長野県A圏域における「特別支援教育コーディネーター」と「療育コーディネーター」の関係性に関する検討

高橋佳子\*・加瀬進\*\*

特別支援教育\*\*

(2005年9月30日受理)

### 1. 問題の所在と目的

「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」(2003年3月)の中で、特別支援教育コーディネーターの設置が提言されて以降、急速にその指名がすすみつつある。この間、いわゆるLD等のガイドライン(文部科学省:2004)や国立特殊教育総合研究所(2004)の養成研修等において、その役割の方向性が示される一方、イギリスのSENコーディネーターや日本の福祉系コーディネーターの軌跡をベースとする必要な条件整備等に関する論考(真城:2004,加瀬:2004)や実践にもとづく提言(筑波大学附属養護学校:2004)なども散見されるようになってきた。また特別支援教育コーディネーターと密接に関わる「個別の教育支援計画」についても全国特殊学校長会による報告書をはじめとして、関連書籍が矢継ぎ早に出されてきたことも周知のことであろう。

こうした一連の報告書等を俯瞰した際、総じて指摘されているのは校内における個別の支援とともに、生活全体の困難さを地域の関係機関や多様な社会資源と連携しつつ、いかにして克服するか、という課題の大きさである。それは、特別支援教育コーディネーターが一人で、地域の関係者を招集すれば解決されるといったものではなく、学校を含めた地域の総合的な相談支援体制の構築と各種資源の活性化による、地域の課題解決力が鋭く問われるものである。

ところで、この「学校を含めた地域の総合的な相談支援体制の構築」という点で注目したいのが、2004年10月から始まった長野県における「障害者総合支援センター事業」である。事業概要は後述するが、地域の

なかで障害児(者)の療育相談等を専門的に行う「療育コーディネーター」を独自に配置し、併せて身体・知的・精神の3障害の相談をワンストップで対応できる相談支援体制を、全県で展開するというものであり、この事業における支援がライフステージを貫く縦の一貫性と各ライフステージにおける横の連携という課題にどのような成果をもたらすのか、とりわけ、特別支援教育コーディネーターの指名と併せて、障害児を対象とするコーディネーターが、福祉と教育の双方におかれることの意義と成果はいかなるものなのか、是非とも明らかにしたいところである。

そこで本小論では、こうした「コーディネーター」間連携研究を志向しつつ、まず「障害者総合支援センター事業」の概要を整理し、あわせて第1次調査として行った長野県A圏域における聞き取り調査をもとに、コーディネーター間の関係性を中心に報告したい。

### 2. 長野県障害者総合支援センター事業

#### 2.1 事業目的

この事業は、さまざまな障害があっても、社会全体で支えあい、自分が住みたい地域で地域の人々と暮らしていけるような社会を目指し、個人を尊重したサービスがいつでも身近なところで行われるべきである、という考えのもとに、障害保健福祉圏ごとに身体・知的・精神の3障害に対応する障害者総合支援センターを設置し、障害のある人が地域で安心して生活できるよう相談支援体制の整備を図ることを目的としている(長野県社会部:2004)。

この事業は、「身体、知的、精神の各障害の相談窓口

\* 東京学芸大学大学院教育学研究科

\*\* 東京学芸大学(184-8501 小金井市貫井北町4-1-1)

が異なり利用者が使いにくい」という現状や、施設利用者の地域生活移行において「地域に出たら、初めてのことやたくさん相談したいこと（就職や日常生活全般）が起こると思う。今は施設の職員が相談に乗ってくれるけど、施設から出たら誰が親身になって相談に乗ってくれるのか心配」という本人・家族の心配に応えるために相談・支援の窓口を設けるものである（長野県社会部障害福祉課・障害者自律支援室：2004）。

## 2.2 事業内容

この事業は、従来それぞれ実施されてきた「市町村障害者生活支援事業」「障害児（者）地域療育等支援事業」「知的障害者生活支援センター運営事業」「障害者就業・生活支援センター運営事業」「障害者地域生活推進特別モデル事業」「精神障害者社会復帰施設運営事業（精神障害者地域生活支援センター）」および「長野県障害者総合支援センター生活支援ワーカー等設置事業」の事業者またはこれらの事業の委託を受けた社会福祉法人等が共同して障害者総合支援センターを運営するものである。センターは面接・電話・訪問等により次の業務を行うものとする。保健・福祉サービスの提供の援助・調整を図ること、家庭訪問及び来所による相談、指導を行うこと、地域における生活全般に関する相談支援を行うこと、就業に関する相談支援を行うこと、社会資源の開発等企画・提言を行うこと、相談者等に対する障害者ケアマネジメントを推進すること、重複障害等の困難事例への対応をすること、その他、相談者等の要請に基づく事項を処理すること、である（長野県社会部：2004）。

## 2.3 事業の実施主体

実施主体は県であり、障害児（者）施設を運営する社会福祉法人等に委託して実施するものである。市町村障害者生活支援事業については市町村が実施主体である（長野県社会部：2005）。

## 2.4 事業の実施体制等

### 2.4.1 センターの実施体制

センターの実施体制としてコーディネーター等の中立性、通常の開設時間以外の相談体制、圏域におけるセンター等の配置、県、市町村及び関係機関等の連携、障害保健福祉圏域調整会議との関係の5点が述べられている。

コーディネーター等の中立性とは、相談支援事業は、相談内容が多岐にわたり、さまざまな分野の関係

機関との連携のなかで進められることから、コーディネーター等は、中立性・公平性の確保に努めるというものである。

通常の開設時間以外の相談体制は、受託法人が経営する施設等の協力や電話による対応などの工夫により、通常の開設時間以外でも相談に応じられるよう努めるものである。

圏域におけるセンター等の配置とは、圏域に核となるセンター（中核センター）を置き、必要に応じてその他のセンターを配置する。なお統一した活動方針による運営を保つため、定期的に連絡会議をもつこととするというものである。

県、市町村及び関係機関等の連携とは、センターが、相談等に対して的確なケアマネジメントを実施するため、必要に応じて県、市町村及び関係者等による「ケア会議」を召集することができるというものである。

障害保健福祉圏域調整会議との関係とは、社会資源の充実や福祉制度の改善、処遇困難事例への対応等について検討するため、障害保健福祉圏域調整会議の開催を求めることができるというものである（長野県社会部：2004）。

### 2.4.2 コーディネーター等の配置及び業務内容

圏域ごとに、療育コーディネーター、身体・知的・精神の3障害のコーディネーター、障害者生活支援ワーカー、障害者就業支援ワーカーを配置し、面接・電話・訪問等により以下の業務を行う。

療育コーディネーターは、障害児（者）を対象とし、相談や各種サービスの全体調整、地域の啓発活動、訪問や外来等による療育指導を行う。

身体・知的・精神の3障害に対応するコーディネーター、すなわち身体障害者生活支援コーディネーター・知的障害者生活支援コーディネーター・精神障害者生活支援コーディネーターは、各障害者を対象とし、相談や各種サービスの全体調整、地域の啓発活動を行う。

障害者生活支援ワーカーは、障害者を対象とし、生活全般の相談支援を行い、金銭や衣食住に関すること、余暇活動や健康に関すること等日常生活上の配慮を行う。また、近隣や親等との関係調整、緊急時の対応等の支援活動を行う。

障害者就業支援ワーカーは、障害者を対象とし、就業に関わる相談支援を行い、職業生活全般に関わる相談、就職・職場実習に関わる相談、就職後の職場定着支援、事業主に対する相談支援を行う。（長野県社会部障害福祉課・障害者自律支援室：2004）。

### 3. 長野県A圏域における聞き取り調査

長野県内にあるA圏域をフィールドとし、A圏域のセンターである「A圏域障害者総合支援センター」の療育コーディネーターおよび圏域内の知的障害養護学校「B養護学校」の特別支援教育コーディネーターを対象に、聞き取り調査を行った。聞き取りの実施は、2005年6月～9月にかけてそれぞれ数回行われた。聞き取りの内容は、療育コーディネーターと特別支援教育コーディネーターの連携の実態である。

#### 3.1 フィールドの概要

A圏域は、2005年9月現在で8市町村人口約20万人の圏域である。圏域内の療育手帳所持者数は、2005年3月31日現在で1152人であり、圏域総人口に対する割合は0.54%で、この数は年々増加傾向にある。このうち18歳未満は286人である。

##### 3.1.1 A圏域障害者総合支援センター

A圏域障害者総合支援センター（以下「A圏域センター」とする）は、A圏域内の比較的都市中心部に位置し、交通の便などの立地条件がよいところに位置している。

A圏域センターは、それまでに別々に活動していた身体障害者自立生活支援センター、地域療育等支援センター、精神障害者地域生活センターを一つに統合し、身体・知的・精神の3障害に対応する総合支援センターとして相談支援体制の充実を図ることを目指している。

障害を持つ人が地域で安心して生活できるように、療育コーディネーター・身体障害者コーディネーター・知的障害者コーディネーター・精神障害者コーディネーター・生活支援ワーカー・就業支援ワーカーが、面接・電話・訪問等により相談・支援を行う。精神障害者コーディネーター以外は常駐し、精神障害者コーディネーターのみ圏域内にあるサテライトセンターとA圏域センターとを行き来している。A圏域センターには、総じて14名のコーディネーターやワーカーが所属している。

##### 3.1.2 B養護学校の特別支援教育体制

B養護学校は、県内でも比較的規模が大きく、平成17年4月1日現在で小学部60名、中学部57名、高等部79名、訪問教育部4名、合計200名の児童生徒が在籍している。学校発足時は、児童生徒数120名ほどの規模でスタートしたが、その後児童生徒数が年々増加してきたため、教室の数が足りないなどの課題を抱えている。児童生徒の出身地別で見ると、A圏域内からは162名、圏域外である近隣の市町村からは38名が在

籍している。寄宿舍・通学方法別に見ると、寄宿舍に入っている児童生徒数は56名であり、自宅から通学している児童生徒数は144名である。

B養護学校では、地域におけるセンター的機能の推進として、支援の充実、校内の連携、ネットワークの構築、地域の役割、の4つの柱で特別支援教育体制をすすめている。

支援の充実としては、支援計画検討委員会や教育課程検討委員会を設け、研究推進を行っている。

校内の連携としては、「総合支援室」を設けて特別支援教育コーディネーター、教育相談担当者（専任）、進路支援担当者（専任）、生徒支援担当者（専任）が所属し、チーム支援を行っている。特別支援教育コーディネーターが全体を統括し、各担当者が実務的役割を担う。

ネットワークの構築としては、医療・福祉・労働等の関係機関・団体・人的資源と連携しネットワークを構築しており、その成果を「学校連携マップ」としてまとめている（図1）。この連携マップに挙げられる関係機関とのつながりは、B養護学校が独自につくりあげてきたものであり、進路支援担当者のもつ福祉や労働へのネットワークが基本となり、また教育相談・就学相談担当者がきりひらいてきたネットワークともあわせて徐々に構築され、近年は保健・医療へのネットワークも広がりつつある。

地域での役割としては、地域の園・学校への相談や情報提供を行っている。

#### 3.2 A圏域障害者総合支援センターとB養護学校の関係性

A圏域センターは、障害者総合支援センター事業以前の療育等支援事業のときからB養護学校と密接につながっており、両者は以前からネットワークを構築していたといえる。どんなきっかけでネットワークがつけられたかは、B養護学校が児童生徒の進路指導を通して、地域の社会資源と連携する必要性を感じ「拡大ケース会議」と称する会議のなかでA圏域センターのコーディネーターと話し合い連携する場を持つようになったことに始まる。進路指導における連携を基本にして、生活指導を絡めた拡大ケース会議も徐々に開かれるようになっていった。この拡大ケース会議での連携が学校外部の専門機関との連携の重要性の認識につながり、B養護学校とA圏域センターのネットワークがつけられていった。拡大ケース会議を重ねるなかで徐々に信頼関係がつけられるようになり、現在ではA圏域センター職員がB養護学校に気軽に出入りすることができ

るような状態となっている。

このようなネットワーク構築を経て、養護学校側が学校外部の社会資源が必要であると感じたケースに関しては、関係者を集めての拡大ケース会議がB養護学校内で頻繁に行われており、A圏域センターを含めた地域の関係者・機関とのネットワークが構築されているといえる。しかしこのネットワークはまだ構築されつつあるという不完全なものであり、地域内でまだ十分につながっていない関係機関等もあると特別支援教育コーディネーターは指摘している。

地域の関係機関につなぐとき、A圏域センターもB養護学校もそれぞれがそれぞれに地域の関係機関とのつながっているという現実もあるが、「A圏域センターのネットワークは広く、地域のどの関係機関ともつながっている」ので、ケース内容によって養護学校はA圏域センターのネットワークに乗じることもあり、そういったことから協力関係を深めている」と特別支援教育コーディネーターは述べる。このことから、A圏域センターへの信頼度の高さ、地域の関係機関へのつなぎ役をA圏域センターが果たしていることが見受けられる。

またA圏域センターとB養護学校の関係の密接さやうかがわせるものとして、B養護学校高等部では、一般就労に向けての進路学習の一つとしてビジネスマナー講座を実施しているが、その講師をA圏域センター

の職員が担当して直接生徒たちに教えることもあり、ここからもB養護学校とA圏域センターの関係の密接さがうかがえる。

### 3.3 A圏域障害者総合支援センターとB養護学校の連携事例

どのようにして実際に療育コーディネーターと特別支援教育コーディネーターが連携協力して、特別な教育的ニーズをもつ子どもを支援しているのかについて、一つの事例を報告することを通して考察していきたい。

この事例にでてくるC君は、中学部1年の自閉症の男児である。C君の家は、A圏域の隣のD圏域内にあり、住所はD圏域内にあるE養護学校の通学区内であった。しかしながら圏域をまたぐかたちで今年度からB養護学校に入学してきており、毎日母親に付き添われながら通学している。長距離通学になるため、C君の障害特性を考えて安全確保のために見守り付き添いを行っているのだが、通学における母親の介護負担が大きく、通学方法を検討してほしいとの要望が母親から出された。

このケースの発見は、母親の相談を受けたB養護学校からA圏域センターの連絡先を聞いた母親が、直接A圏域センターに電話連絡したことに始まり、この電話を受けてA圏域センター職員はB養護学校に事情を確認し、緊急に拡大ケース会議を開くこととなった。

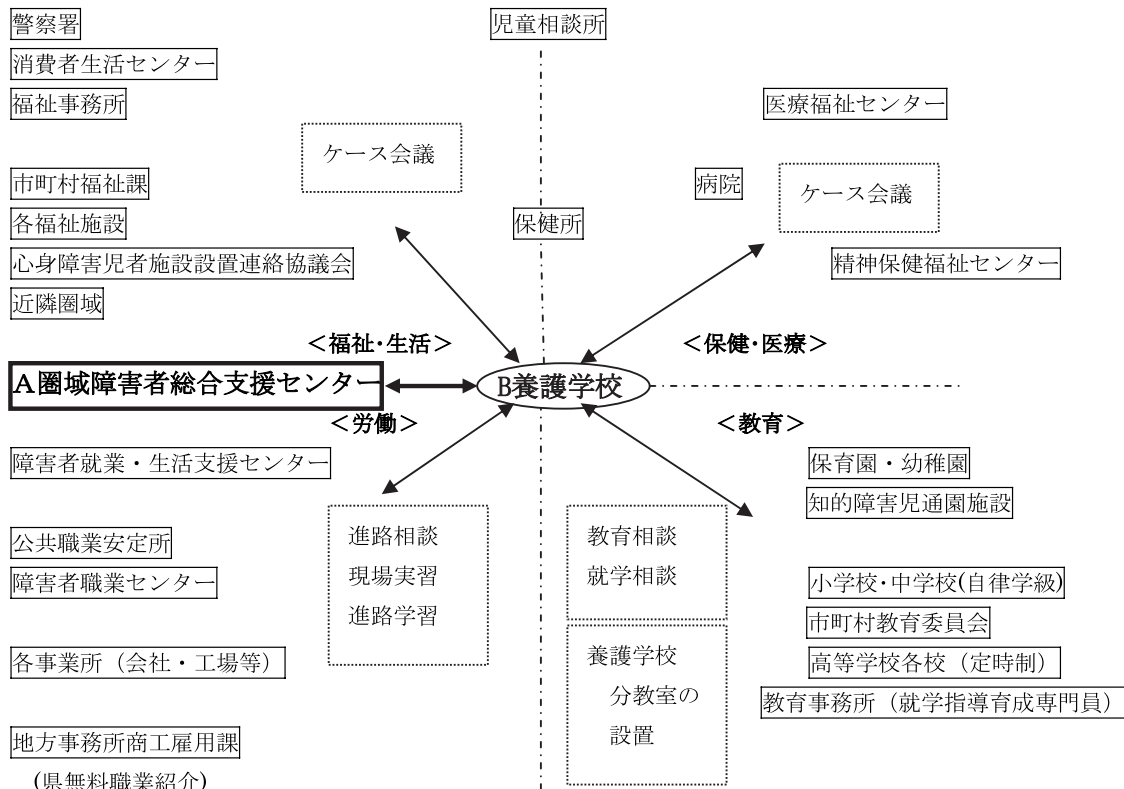


図1 B養護学校の「学校連携マップ」(B養護学校が作成したものを筆者一部修正 固有名詞など)

拡大ケース会議には、B養護学校職員（特別支援教育コーディネーター、最初にこのケースに関わった学校職員、学年主任、生活指導担当者、寄宿舎担当者）、A圏域センター職員（療育コーディネーター、最初に電話連絡を受けたコーディネーター）、D圏域の障害者総合支援センターの職員（ケアプランナー）などが参加した。

入学当初から月1回ペースで拡大ケース会議が重ねられ、寄宿舎宿泊と家からの通学の併用という支援の方向性が考えられた。寄宿舎体験などを済ませたが、C君は動きが激しいということなどから他者へ危害を与える恐れがあり、家から学校までの通学方法が検討課題となった。通学への母親の付き添い介護の負担を軽減するために、本来ならば通学に福祉サービスは使えないのだが、柔軟な対応が模索できないかとのことで、行政関係者やヘルパー事業所職員も拡大ケース会議に参加するかたちで議論を重ねた。その結果、通学方法に関わるいくつかの支援パターンが母親に提示された。母親の了解のもと、寄宿舎宿泊とヘルパーによる通学付き添いと母親の通学付き添いを併用することとなった。現在は、決定された支援内容を実施に移す段階であり、その様子を見て今後の支援内容について改めて検討していく予定である。

#### 4. コーディネーター間の関係性

C君の事例は、仮にタイトルをつけるとするならば「寄宿舎・通学方法に関する相談支援」とつけられよう。このC君の事例の概要をまとめたのが表1である。また事例の流れを、特別支援教育コーディネーターと療育コーディネーターの動きをもとに整理したのが表2である。それをもとに特別支援教育コーディネーターと療育コーディネーターの動きの流れを図2にまとめた。

表2・図2に示されるように、特別支援教育コーディネーターは、支援に必要と思われる地域の関係者に連絡調整し、拡大ケース会議を開いている。そのなか

で支援の方向性を決め、さらに必要な関係者に連絡し拡大ケース会議に参加できるよう調整を行う。会議のなかで関係者と話し合い、支援内容を検討する。母親に支援内容の了解を得て支援の実施に移る、という流れで行動していることがわかる。

一方で療育コーディネーターは、特別支援教育コーディネーターからの要請を受け、拡大ケース会議に参加し、関係者とともに支援内容について検討する。支援の方向性に沿っていくつかの支援プランを提示し、さらに支援内容を検討する。そして決定された支援に必要な福祉サービスの調整を行い、支援の実施に移る。

このように療育コーディネーターは学校からの要請に基づき、地域の関係者の一員として拡大ケース会議に参加し支援内容の検討をともに行い、福祉サービス支援プランの提示やサービスの連絡調整を行う役割を担っているといえる。

#### 5. まとめと今後の課題

C君の事例では、学校を含めた地域の関係者が集まりネットワークを通して社会資源を活用した支援内容の検討が行われていることが見受けられた。支援に必要な関係者の召集や拡大ケース会議の開催などは特別支援教育コーディネーターによって行われたが、支援内容の検討は会議に参加する関係者らの連携によって行われ、そのなかに療育コーディネーターも参加して、福祉サービスを活用した支援プランの提示等を通じて福祉の専門家としての役割も果たしている。要するに、この事例における療育コーディネーターの役割は、支援プランの提示等を行う福祉の専門家としての側面と各種福祉サービスを支援内容にそって調整するコーディネーターとしての側面を有しているのである。

なお、拡大ケース会議に参加するほかの関係者たちもそれぞれに役割をもち、支援に向けて各々その役割を果たしている。今回は主に特別支援教育コーディネーターと療育コーディネーターの動きに注目して両者

表1 C君の事例「寄宿舎・通学方法に関する相談支援」

本人の状態像	C君、中等部1年、自閉症の男児
主訴	家からの通学を毎日母親が付き添っているため母親の介護負担が大きい。通学方法を検討し、介護負担を軽減してほしい。
ケース会議の参加者	B養護学校職員（特別支援教育コーディネーター、最初にこのケースに関わった学校職員、学年主任、生活指導担当者、寄宿舎担当者）、A圏域センター職員（療育コーディネーター、最初に電話連絡を受けたコーディネーター）、D圏域の障害者総合支援センターの職員（ケアプランナー）、ほか途中から行政関係者、ヘルパー事業所職員も加わる。
支援内容	寄宿舎宿泊と家からの通学の併用。通学はヘルパーと母親が交代で付き添う。

表2 C君の事例における特別支援教育コーディネーターと療育コーディネーターの動き

エピソード	特別支援教育コーディネーターの動き	療育コーディネーターの動き
① 母親の相談を受けたB養護学校からA圏域センターの連絡先を聞いた母親が、直接A圏域センターに電話連絡した。この電話を受けてA圏域センター職員はB養護学校に事情を確認した。	・母親の相談を受け、A圏域センターを紹介する。 ・療育コーディネーターと相談する。	・母親からの電話連絡を受ける。 ・学校に連絡する。
② 緊急に拡大ケース会議を開く。	・関係者の連絡調整を行い、拡大ケース会議の参加者を集める。	・拡大ケース会議に参加する。
③ 月1回ペースで拡大ケース会議が重ねられ、寄宿舎宿泊と家からの通学の併用が考えられた。	・支援の方向性を話し合う。	・支援の方向性を話し合う。
④ 通学方法が検討課題となり、通学への母親の付き添い介護の負担を軽減するために、本来ならば通学には福祉的サービスは使えないのだが、柔軟な対応が模索できないかとのことで、行政関係者やヘルパー事業所職員も拡大ケース会議に参加することになった。	・さらに必要とされる関係者に連絡し、拡大ケース会議に参加できるように調整する。	・必要に応じて地域の関係者の連絡調整を行う。
⑤ さらに議論を重ねた結果、通学方法に関わるいくつかの支援パターンが母親に提示された。	・拡大ケース会議の事前に校内会議を開き、学校としての支援の方向性を固める。 ・関係者から提示される支援プランも併せて、母親に提示する支援内容を検討する。	・いくつかの支援プランを提示して支援内容を検討する。
⑥ 母親の了解のもと、寄宿舎宿泊とヘルパーによる通学付き添いと母親の通学付き添いを併用することとなった。現在は、決定された支援内容を実際に実施に移す段階であり、その様子を見て今後の支援内容について改めて検討していく予定である。	・母親の了解を得て、支援を実施する。	・福祉サービスの連絡調整を行い、支援を実施する。

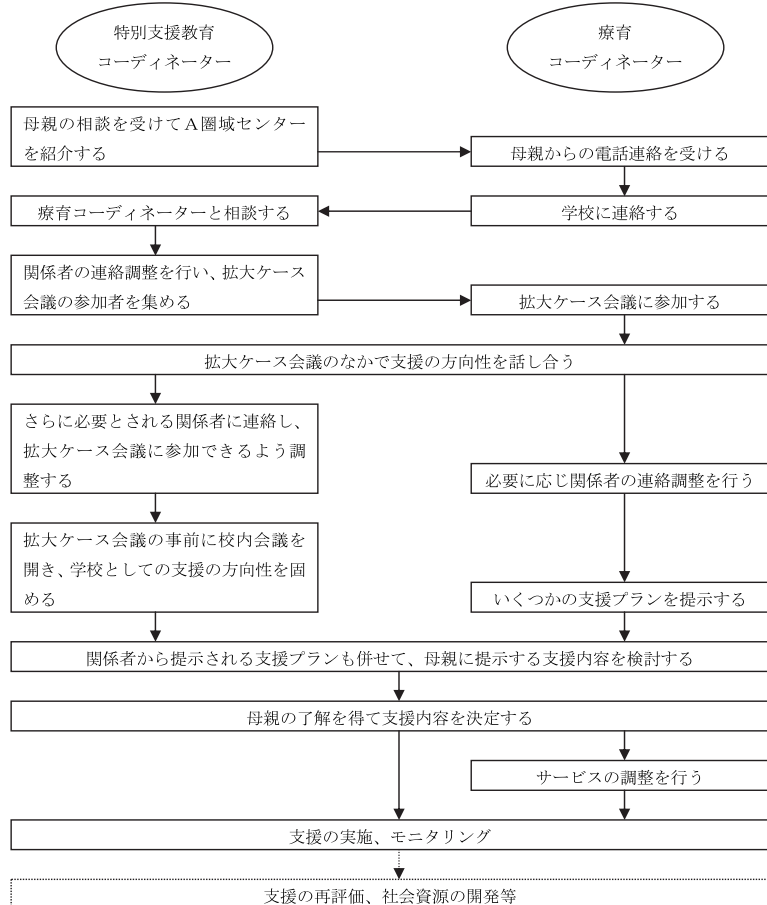
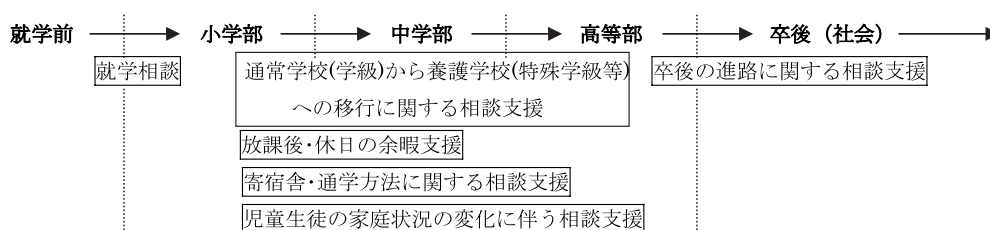


図2 特別支援教育コーディネーターと療育コーディネーターの動きの流れ

の関係を整理したが、そのほかの関係者の動きについても、それぞれの役割に関する具体的検討をすることが今後の課題である。地域のネットワークにかかわるさまざまな専門家の実践分析が必要となるだろう。

また、今回のC君の事例は「寄宿舍・通学方法に関する相談支援」のケースとしてとらえたが、特別な教育的ニーズをもつ子どもを、学校を含めた地域の関係機関と連携し総合的な相談支援体制をもって支援していく必要性のあるケースに関するキーワードは、他にもいくつかあげることができるだろう。たとえば、図3に示すような「就学相談」「通常学校(学級)から養護学

校(特殊学級等)への移行に関する相談支援」「放課後・休日の余暇支援」「児童生徒の家庭状況の変化に伴う相談支援」「卒後の進路に関する相談支援」などが挙げられる。しかしこの他にも枠組みにあてはめることのできない多様なキーワードが存在するであろう。これらキーワードをもつケースそれぞれに、多様なネットワークのあり方があり、参加する関係者や彼らが果たす役割や機能、支援内容も個々に異なりながら、まさに個に応じたオーダーメイドの支援がなされるのだと思われる。これらの具体的検討も今後の課題である。



謝辞：末尾ながら、調査にご協力くださったA圏域の療育コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、ならびに障害者総合支援センターの職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

## 引用文献

- 加瀬 進 (2004) 障害児・知的障害者福祉分野におけるコーディネーターの歩みと課題, 日本特別ニーズ教育学会編『特別支援教育の争点』, 文理閣, pp.38-58
- 国立特殊教育総合研究所 (2004) 特別支援教育コーディネーター養成研修のために
- 真城知己 (2004) イギリスにおける「特別な教育的ニーズ・コーディネーター」が機能する条件, 日本特別ニーズ教育学会編『特別支援教育の争点』, 文理閣, pp. 59-95
- 筑波大学附属大塚養護学校 (2004) 特別支援教育・地域支援モデルの発信 - 共生・共育社会を目指して -
- 長野県社会部 (2004) 長野県障害者総合支援センター事業の実施について
- 長野県社会部 (2005) 平成17年度 福祉施策の概要, p. 99
- 長野県社会部障害福祉課・障害者自律支援室 (2004) 平成16年度の長野県の障害者支援施策について (長野県精神障害者地域生活支援連絡会夏季研修会資料), pp. 1-5
- 文部科学省 (2003) 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)
- 文部科学省 (2004) 小・中学校におけるLD (学習障害), ADHD (注意欠陥/多動性障害), 高機能自閉症の児童生徒への教育的支援体制の整備のためのガイドライン (試案)

## Examination about Relation of “Special Support Education Coordinator” and “Nursing Coordinator” in Nagano A zone level

Yoshiko TAKAHASHI\* , Susumu KASE\*\*

*Department of Special Needs Education\*\**

In this paper, we report listening comprehension investigation in Nagano A zone area which I let at first you arrange a summary of “Universal Support Center for Persons with Disabilities” in Nagano and did as the first investigation of a study about interprofessional collaboration that this article hangs mainly on Relation of “Special Support Education Coordinator” and “Nursing Coordinator” in Nagano A zone level for the cause.

“Universal Support Center for Persons with Disabilities” in Nagano that began from October, 2004 that want to pay attention to at a point to say this “construction of the local consultation support system including a school”. We post “nursing coordinator” doing nursing and social support consultation of children and adults with disabilities professionally in areas originally. Their activity has big possibility to open up interprofessional collaboration, especially by means of cooperation with a special support education coordinator.

As a result of having examined relation of “Special Support Education Coordinator” and “Nursing Coordinator” through a case history, it became clear to carry out both sides of a function as the expert in each field and a function as the coordinator who did adjustment of services related to in Nagano A zone level. In addition, other members participating in case meetings have an own role, to examine interprofessional collaboration among each members in future.

---

\* Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

\*\* Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukui-kita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)